四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月30日

四日市市長 森 智 広

### 四日市市規則第22号

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(災害対策本部の設置)	(災害対策本部の設置)
第2条 災害対策本部は、次の各号に掲	第2条 災害対策本部は、次の各号に掲
げる場合に災害対策本部長(以下「本部	げる場合に災害対策本部長(以下「本部
長」という。)が設置するものとする。	長」という。)が設置するものとする。
(1) 市内を含む地域に、気象業務法(昭	(1) 市内を含む地域に、気象業務法(昭
和27年法律第165号)に基づく大	和27年法律第165号)に基づく暴
<u>雪、</u> 暴風雪、暴風、大雨、高潮、津波	風雪、暴風、大雨、高潮、津波(津波
(津波予報区「伊勢・三河湾」)、大	予報区「伊勢・三河湾」)、大津波(津
津波(津波予報区「伊勢・三河湾」)	波予報区「伊勢・三河湾」)又は洪水
又は洪水警報のいずれかが発表され	警報のいずれかが発表されたとき。
たとき。	
(2)から(4)まで (略)	(2)から(4)まで (略)

### 改正後

## 別表第3 (第13条関係)

種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報
	必要最小限の人員	が発表されたとき。
	を配置し、主とし	(1) <u>大雪注意報</u>
	て情報収集、連絡	(2)から(5)まで (略)

活動等を行い、状	2 市内を含む地域に次の注意報のいずれか
況により警戒体制	が発表され、市長が必要と認めたとき。
に迅速に移行でき	<u>(1)</u> 高潮注意報
る体制	3及び4 (略)

## 改正前

# 別表第3 (第13条関係)

種別	配備体制	配備時期
注意体制	関係部局において	1 市内を含む地域に次の注意報、又は警報
	必要最小限の人員	が発表されたとき。
	を配置し、主とし	(1) <u>大雪警報</u>
	て情報収集、連絡	(2)から(5)まで (略)
	活動等を行い、状	2 市内を含む地域に次の注意報のいずれか
	況により警戒体制	が発表され、市長が必要と認めたとき。
	に迅速に移行でき	(1) 大雪注意報
	る体制	(2) 高潮注意報
		3及び4 (略)

# 改正後

# 別表第4(第13条、第14条関係)

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近	1 市内を含む地域に次の警報のいずれかが
	く発生することが	発表されたとき。
	予想され、又は発	(1) 大雪警報
	生した場合で、所	<u>(2)</u> 暴風・暴風雪警報
	掌する応急対策を	(3) 大雨警報
	迅速的確に行うた	(4) 洪水警報
	め各部署の適宜な	<u>(5)</u> 高潮警報
	人員をもって当た	<u>(6)</u> 津波警報 (津波予報区 「伊勢・三河湾」)

	るもので、状況に	<u>(7)</u> 大津波警報(津波予報区「伊勢・三河
	より直ちに非常体	湾」)
	制に移行できる体	2から7まで (略)
	制	
非常体制	(略)	

## 改正前

# 別表第4(第13条、第14条関係)

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近	1 市内を含む地域に次の警報のいずれかが
	く発生することが	発表されたとき。
	予想され、又は発	<u>(1)</u> 暴風・暴風雪警報
	生した場合で、所	(2) 大雨警報
	掌する応急対策を	(3) 洪水警報
	迅速的確に行うた	(4) 高潮警報
	め各部署の適宜な	<u>(5)</u> 津波警報(津波予報区「伊勢・三河湾
	人員をもって当た	(6) 大津波警報(津波予報区「伊勢・三河
	るもので、状況に	湾」)
	より直ちに非常体	2から7まで (略)
	制に移行できる体	
	制	
非常体制	(略)	

## 附則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)